

# 健康保険 任意継続被保険者 資格喪失申出書 (兼 保険料還付請求書)

決定 伺		
常務理事	事務長	担当者

ナブテスコグループ健康保険組合 殿

令和 年 月 日 下記のとおり、任意継続被保険者資格の喪失(脱退)を申し出いたします。

また資格の喪失により、納付済みの保険料に還付が発生した場合は、健保組合へ届け出ている給付金振込先口座へ還付請求します。

保険証	記号	① 番号	② 氏名	③ 生年月日	
	100			カガナ	昭・平
④ 住所	〒 -		☎ ( )		-
⑤ 資格喪失事由 ※ア〜ウのいずれかを○で囲み、 右に日付を記入してください。	ア 就職等で他の健康保険 または船員 保険の被保険者資格を取得したため		資格喪失年月日を記入してください		★添付書類
	イ 65〜74歳で、後期高齢者医療制度 の認定を受けたため		令和 年 月 日 (新しい保険証等の資格取得年月日)		①当健保組合の保険証 ②高齢受給者証 (お持ちの方のみ) ③新しい保険証のコピー (本人分のみ下に貼付)
	ウ 被保険者でなくなることを希望する <input type="checkbox"/> 国保加入 <input type="checkbox"/> その他 ( )		令和 年 月 1日 (申出書を健保が受理した日の翌月1日)		申出時は不要。
【備考】※保険証の記号・番号の記入に代えて個人番号で申請する場合は、この備考欄へ記入してください。その場合、個人番号・本人確認をするための添付書類が必要です。					

## 【重要】※下記1〜3を必ず確認してください。

- ⑤喪失事由が「アまたはイ」の場合は「新しい保険証のコピー(本人分)」と「ナブテスコグループ健保の保険証(ご本人・ご家族とも)」を添付してください。「高齢受給者証」「限度額適用認定証」をお持ちの場合は、一緒にご返却ください。
- ⑤喪失事由が「ウ」の場合は、この申出書を受理後に健保組合から「喪失証明書」と「保険証返却のご案内」を送付します。
- 喪失月以降分の納付済み保険料がある場合は還付いたします。ただし資格取得した月と資格喪失した月が同じ月の場合は、その月の保険料は納付が必要です。その月の還付はありません。還付のある方には別途、還付通知書を送付いたします。

## 【保険証コピー貼付欄】

### ⑤喪失事由がアまたはイの方

新しい保険証等のコピー(本人分のみ)を  
貼付してください。

受付日印

【申出書送付先】

〒651-2271

兵庫県神戸市西区高塚台7-3-3

ナブテスコグループ健康保険組合

TEL 078-996-3700

健保記入欄	資格喪失日	令和 年 月 日	還付金	令和 年 月~令和 年 月	健康保険料	円
	還付金	有・無		令和 年 月~令和 年 月	介護保険料	円
	同月得喪	有・無			合計	円